

令和6年1月24日

内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）

自見 はなこ 殿

沖縄県知事

玉城 デニー



## 有機フッ素化合物対策の実施について（要請）

平素より、沖縄県の有機フッ素化合物対策について御支援を賜り感謝申し上げます。

また、PFOS・PFOAに係る水質の目標値等を検討する専門家会議等を設置し、科学的な検討を行うとともにPFHxSを化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく規制対象とするなど、有機フッ素化合物に対する取り組みを推進しておられることにつきましても、併せて御礼申し上げます。

一方、沖縄県の米軍基地周辺の河川・湧水等では、PFOS及びPFOAが暫定指針値を超過して検出されており、嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺の湧水については、これまでの水質調査結果や地下水脈の調査結果から、汚染源は両飛行場である蓋然性が高く、また、キャンプ・ハンセン周辺の

井戸水については、水源の調査結果から同基地が汚染源である可能性が高いと考えております。

これらの問題を解決するためには、汚染源を究明し、早急に対策を実施して改善を図る必要があると考えております。そのため、国及び米軍に対し、米軍基地内への県の立入調査の実現等を要請しているところですが、未だ実現しておりません。

また、PFOS 及び PFOA については、令和 2 年度に公共用水域及び地下水の暫定指針値、水道水の暫定目標値が定められた一方で、PFHxS については基準値等が定められておりません。また、PFOS、PFOA 及び PFHxS（以下「PFOS 等」という。）について、土壌の基準値、農地及び農業用水の基準等並びに下水汚泥の処分及び再利用に係る基準等は定められておらず、汚染土壌及び PFOS 等が残留している施設・設備の浄化方法は確立されておりません。

PFOS 等については、県民の飲料水等の安全性への懸念や健康への影響に関する不安が大きいことから、暫定目標値や令和 5 年 3 月 14 日に米国環境保護庁が公表した第一種飲料水規則案を達成するため、北谷浄水場で活性炭処理や水源の選別などの対策を実施しており、多大な費用を要していることも要因となり、水道料金を令和 6 年 10 月に 22.50% さらに令和 8 年 4 月には 8.35% の値上げを余儀なくされたところであります。

さらに、汚染源の特定・浄化、目標値や基準値の検討、調査や低減対策にかかった費用の補償等を求める県民の声は益々大きなものとなっているところです。

つきましては、下記について関係省庁へ働きかけていただくよう要請します。

## 記

- 1 県又は市町村が実施する PFOS 等対策に係る費用を国が負担すること。また、過去の対策に要した費用を補償すること。
- 2 県が求めている基地内への立入調査の実現及び国や米軍による原因究明調査と対策等を早急に実施すること。
- 3 米軍基地内で事故が発生した場合は、速やかな立入調査の実現等、地元の関係機関と効果的な連携体制を構築することや、米軍が環境調査を実施した場合はその結果について速やかに公表すること、米軍が保管する PFOS 等含有泡消火薬剤や PFOS 等含有水を適正に処理することを米軍に求めること。
- 4 PFOS 等に関する公共用水域、地下水及び水道水の基準値等を早急に設定すること。
- 5 県又は市町村が緊急に実施する土壌調査等に要する費用を国が負担すること。
- 6 PFOS 等に関する、土壌の基準値、農地及び農業用水の基準等並びに下水汚泥の処分及び再利用に係る基準等を早急に設定すること。また、PFOS 等による汚染土壌及び PFOS 等が残留している施設・設備の浄化方法を早急に確立すること。
- 7 住民を対象とした健康に係る調査を実施すること。また、血中濃度の基準値やそれを超過した場合の具体的対策例の提示、健康影響等に関する研究を推進すること。

以上